

取締役職務執行確認書 2024 年（第 17 回改訂）版：新旧対照表

2024 年 1 月

[改訂共通事項]

- ① 文脈を整えるためや単なる誤字の修正、番号・記号等の表記の統一等については、新旧対照表への記載を省略している場合があります。
- ② [関連法令]については、並び順がまちまちであったので、一定のルールを決めて（会社法及び関連法令→金融商品取引法及び関連法令→その他、同じ法令は条文の若い順）整理をしました。また、表記の仕方の統一、改訂年月の変更等を実施しています。さらに、法令以外のものが記述されている場合は表題を[関連法令等]としました。これらについても新旧対照表への記載を省略している場合があります。

<注意事項> p. 1

	2022 年版	2024 年版	理由・根拠
	①「私は」のところは、「私又は私の管轄する職務において知る限りは」と読み替えてください。	①「私は」のところは、「私又は私の 担当範囲 において知る限りは」と読み替え、 また取締役会として責任を負うべき視点からの回答にも留意 ください。	非業務執行取締役にも全て回答いただくことを考慮した表現に修正。
	④2021 年 6 月改訂されたコーポレートガバナンス・コードには、プライム市場上場会社に関する記載がありますが、当市場の上場会社のみを対象とする原則に関する実施状況は、2022 年 4 月 4 日以降に開催される定時株主総会の終了後遅滞なく提出されるコーポレートガバナンスに関する報告書からの記載となっておりますので、本確認書使用の際は留意をお願いします。	<削除>	既に実施済であることから削除。
	⑤自社に該当のない確認項目は、適宜削除のうえ利用してください。 例えば下記の確認事項については注意をお願いします。 9. 自己株式及び配当等についての確認 10. 会社の支配に関する基本方針及び第三者割当増資の適正性についての確認	④自社に該当のない確認項目は、適宜削除のうえ利用してください。 例えば下記の確認事項については注意をお願いします。 9. 自己株式及び配当等についての確認 10. 会社の支配に関する基本方針 等 及び第三者割当 による 増資の適正性についての確認	誤記の修正等。

1. 善管注意義務・忠実義務の履行及び任務懈怠についての確認 p. 1~2

	2022年版	2024年版	理由・根拠
説明	④（会計）監査人又は監査役から指摘された法令違反の事実、計算書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれのある事実、その他著しい損害を及ぼす（おそれのある場合を含む）事実を指摘されているにもかかわらず、対応を怠っているものはないかを確認する。	④（会計）監査人又は監査役から法令違反の事実、計算書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれのある事実、その他著しい損害を及ぼす（おそれのある場合を含む）事実を指摘されているにもかかわらず、対応を怠っているものはないかを確認する。	「指摘された」と「指摘されている」が重複しているため、一方を削除。
関連法令	○金融商品取引法 193 条の 3 [法令違反等事実発見への対応] ○会社法 361 条 7 項 [取締役の報酬等] 報酬の決定方針の義務付け ○会社法 430 条の 2 [補償契約] 会社補償に関する規律	○金融商品取引法 193 条の 3 [法令違反等事実発見への対応] 会計監査人が発見した法令違反等事実の監査役等への通知義務 ○会社法 361 条 7 項 [取締役の報酬等] 取締役の個人別の報酬等の決定方針の決定 の義務付け ○会社法 430 条の 2 [補償契約] 会社 が役員等に補償する契約 に関する規律	法令内容の説明追記、修正。

2. 取締役会の運営、代表取締役等に対する監督責任及び経営判断原則についての確認 p. 2~3

	2022年版	2024年版	理由・根拠
説明	③取締役会決議及び代表取締役等の経営の意思決定においては、意思決定内容が法令又は定款に違反していないこと及び意思決定が取締役個人又は第三者の利益ではなく、会社の利益を第一に考えていることはもちろんのこと、いわゆる経営判断の原則に則った次のような点に留意し、行われなければならない。 イ) 事実認識に重要かつ不注意な誤りがないこと 経営判断の基礎となる事実認識に不注意な過誤・欠落がないこと、適切と判断したことが合理的といえる程度に十分な知識や事実認識を有することが前提 ロ) 意思決定過程が合理的であること 取締役会等の必要な機関の付議を経ているか、専門的見解・代替案併記等の慎重で合理的な検討を疎明・立証出来るか、等 ハ) 意思決定内容が通常の企業経営者として明らかに不合理でないこと 意思決定内容が、集めた情報と適正な検討・審議に基づく不合理でない結論となっているか、企業経営者として明らかにおかしいという内容でないか、等	③取締役会決議及び代表取締役等の経営の意思決定は、いわゆる経営判断の原則に則った次のような点に留意し、行われなければならない。 イ) 事実認識に重要かつ不注意な誤りがないこと 経営判断の基礎となる事実認識に不注意な過誤・欠落がないこと、適切と判断したことが合理的といえる程度に十分な知識や事実認識を有することが前提 ロ) 意思決定過程が合理的であること 取締役会等の必要な機関の付議を経ているか、専門的見解・代替案併記等の慎重で合理的な検討を疎明・立証出来るか、等 ハ) 意思決定内容が法令又は定款に違反していないこと 二) 意思決定内容が通常の企業経営者として明らかに不合理でないこと 意思決定内容が、集めた情報と適正な検討・審議に基づく不合理でない結論となっているか、企業経営者として明らかにおかしいという内容でないか、等 ホ) 意思決定が取締役個人又は第三者の利益ではなく、会社の利益を第一に考えていること	日本監査役協会 監査役監査基準の表記に合わせた。

<p>関連法令等</p>	<p>○コーポレートガバナンス・コード（東京証券取引所有価証券上場規程別添） 第2章 【基本原則2】株主以外のステークホルダーとの適切な協働 原則 2-3 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題</p> <p>○金融庁 記述情報の開示の好事例集 2021「サステナビリティ情報」</p> <p>○コーポレートガバナンス・コード（東京証券取引所有価証券上場規程別添）第4章 取締役会等の責務【基本原則4】</p>	<p>○コーポレートガバナンス・コード（東京証券取引所有価証券上場規程別添） 第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働【基本原則2】 原則 2-3 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題 第4章 取締役会等の責務【基本原則4】</p> <p>○金融庁 記述情報の開示の好事例集 2022「サステナビリティ情報」</p>	<p>コーポレートガバナンス・コードに関する記述が2ヶ所に分かれていたので、まとめた。</p>
--------------	---	---	---

3. 監査役への報告義務についての確認 p. 3~4

	2022年版	2024年版	理由・根拠
<p>説明</p>	<p>①取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、直ちに監査役会又は監査役にこれを報告する義務がある。「著しい損害を及ぼす事実」と「そのおそれのある事実」には、次のような例が該当する。 イ) 業績予想の著しい変動、大幅な損失・資産の下落の発生及びそのおそれ等</p> <p>②各取締役は、上記の事実について他の取締役（社長を含む）へ報告する際には、上記のとおり監査役（監査役会）への報告が必要である。</p>	<p>①取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、直ちに監査役（会）又は監査等委員会にこれを報告する義務がある。「著しい損害を及ぼす事実」と「そのおそれのある事実」には、次のような例が該当する。 イ) 業績予想の著しい変動、大幅な損失・資産価値の下落の発生及びそのおそれ等</p> <p>②各取締役は、上記の事実について他の取締役（社長を含む）へ報告する際には、上記のとおり監査役（会）又は監査等委員会への報告が必要である。</p>	<p>会社法 357 条は監査等委員会への報告義務を規定していることから、監査等委員会を追記。（②項も同様）</p> <p>正確な表現に修正。</p>
<p>関連法令</p>	<p>○会社法 357 条 [取締役の報告義務] 取締役は、株式会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監査役（会）に報告しなければならない。</p>	<p>○会社法 357 条 [取締役の報告義務] 取締役は、株式会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監査役（会）又は監査等委員会に報告しなければならない。</p>	<p>会社法 357 条は監査等委員会への報告義務を規定していることから、監査等委員会を追記。</p>

4. 内部統制システムの構築・運用責任についての確認 p. 4～6

	2022年版	2024年版	理由・根拠
説明	⑥金融商品取引法は、上場会社に対して連結ベースでの財務報告に関する内部統制について有効性を評価した内部統制報告書の提出義務を定めており、これらに関し則規定が設けられている。	⑥金融商品取引法は、上場会社に対して連結ベースでの財務報告に関する内部統制について有効性を評価した内部統制報告書の提出義務を定めており、提出しなかった場合並びに提出内容の重要事項に虚偽の記載があった場合は、罰則規定が設けられている。	罰則規定適用についての補足説明を追記。
確認事項	<p><新設></p> <p><input type="checkbox"/> 私は、会社法及び関連法令に基づき、内部統制システムの構築・運用状況の概要を事業報告に記載している。</p>	<p><input type="checkbox"/> 私は、取締役会が、会社法及び関連法令に基づき、会社及び子会社からなる企業集団の内部統制システムの整備の決議を行っている事を確認している。</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、取締役会が、会社法及び関連法令に基づき、会社及び子会社から成る企業集団の内部統制システムに関する取締役の職務の執行を監督している事を確認している。</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、会社法及び関連法令に基づき、内部統制システムの決議及び構築・運用状況の概要を事業報告に記載している。</p>	<p>取締役会が行うべき事項を追加し、取締役会の監督責任を明確にした。</p> <p>事業報告記載事項としてより正確性を期すため追記。</p>

5. 競業取引及び利益相反取引の制限・義務についての確認 p. 6～7

	2022年版	2024年版	理由・根拠
説明	<p>②利益相反取引</p> <p><直接取引></p> <ul style="list-style-type: none"> 取締役が、自己のために（例えば、その取締役個人を当事者として）会社と直接取引をする場合 <p><間接取引></p> <ul style="list-style-type: none"> 会社と第三者の間の取引で、会社と取締役の利害が相反する取引。例えば、会社が取締役個人の債務を銀行等、第三者に保証する場合などがこれにあたる。 <p><新設></p>	<p>②利益相反取引</p> <p><直接取引></p> <ul style="list-style-type: none"> 取締役が、自己のために（例えば、その取締役個人又は近親者等を当事者として）会社と直接取引をする場合 <p><間接取引></p> <ul style="list-style-type: none"> 会社と第三者の間の取引で、会社と取締役の利害が相反する取引。例えば、会社が取締役個人又は取締役が兼任する他社の債務を銀行等、第三者に保証する場合などがこれにあたる。 <p>二) 監査等委員会設置会社の取締役は、利益相反取引について取締役会の承認及び監査等委員会の承認を受けた場合は、推定規定が適用されないので、責任を追及するものが取締役に責任がある事の立証責任を負う。</p>	<p>利益相反取引の説明としてより正確性を期すため追記。</p> <p>利益相反取引の承認実務に関して監査等委員会設置会社のみ適用されている規定を追加。</p>

関連法令	○会社法 423 条 [役員等の株式会社に対する損害賠償責任]、 2 項[取締役会の承認なく競業取引を行った場合の損害額の推定]、 3 項[取締役会の承認決議に賛成した取締役等の任務懈怠の推定]	○会社法 423 条 [役員等の株式会社に対する損害賠償責任] 2 項 [取締役会の承認なく競業取引を行った場合の損害額の推定]、3 項 [取締役会の承認決議に賛成した取締役等の任務懈怠の推定]、4 項 [監査等委員会設置会社の取締役 (監査等委員除く) の推定規定除外]	利益相反取引の承認実務に関して監査等委員会設置会社のみ適用されている規定を追加。
確認事項	(競業取引又は利益相反取引についての確認) □ 私は、会社の事業と競合するような取引、又は会社と利益が相反する取引を自己又は第三者のために行ったことがあるが、取締役会 (取締役会のない会社では株主総会) の承認を得ている。	□ 私は、会社の事業と競合するような取引、又は会社と利益が相反する取引を自己又は第三者のために行ったことがあるが、取締役会 (取締役会のない会社では株主総会) の承認を得ており、取引後は遅滞なく取締役会へ報告している。	取締役会の承認のみならず事後の報告も必要のため追記。

6. 無償の利益供与等についての確認 p. 7~8

	2022 年版	2024 年版	理由・根拠
説明	<p>①無償の利益供与 (例えば、寄付金・物品の贈呈・政治献金などで、反対給付があったとしても、それが著しく少ない財産上の利益供与を含む) は、会社の利益を害するおそれがあるので、その目的・必要性・意義、会社の規模、経営実績、利益供与の規模、相手方など諸般の事情を考慮し、不相当なものである場合には、善管注意義務違反の問題を生ずることがある。なお、寄付金以外にも、交際費や雑誌の購読料等にも注意が必要である。</p> <p><新設></p> <p>②無償の利益供与が、「重要な財産の処分及び譲受け」に該当する場合は、会社法に定める通り、取締役会の承認が必要である。</p>	<p>①無償の利益供与 (例えば、寄付金・物品の贈呈・政治献金などで、反対給付があったとしても、それが著しく少ない財産上の利益供与を含む) は、会社の利益を害するおそれがあるので、その目的・必要性・意義、会社の規模、経営実績、利益供与の規模、相手方など諸般の事情を考慮し、不相当なものである場合には、善管注意義務違反の問題を生ずることがある。なお、寄付金以外にも、交際費や雑誌の購読料・広告費等にも注意が必要である。</p> <p>②会社は、株主の権利の行使に関し、財産上の利益の供与を行ってはならない。特定の株主に対する無償又は著しく少額による利益供与は「株主の権利の行使に関する利益供与」と推定される。当該事項が発生した場合は、当該利益の供与に関与した取締役 (利益供与した取締役、利益供与の取締役会決議に賛成した取締役、取締役会・株主総会へ議案を提案及び説明した取締役) は、会社に対して連帯して供与した利益の価額に相当する額を支払う義務を負う。</p> <p>③無償の利益供与が、「重要な財産の処分及び譲受け」に該当する場合は、会社法に定める通り、取締役会の承認が必要である。</p>	<p>事例を追加。</p> <p>会社法 120 条を説明として追加。</p> <p>番号繰り下げ。</p>

	③公務員への賄賂や株主等の権利の行使に関する利益供与（例えば総会屋への利益供与等）は、取締役会の承認などの社内手続きの有無、金額の多寡に拘らず当然に違法である。	<削除>	公務員への賄賂は無償の利益供与以前の法令違反である事、また、総会屋への利益供与事例は最近では見られない事から削除。
関連法令	○会社法 120 条 [株主等の権利の行使に関する利益の供与] 1 項 株式会社は何人に対しても株主の権利、当該株式会社に係る適格旧株主の権利又は当該株式会社の最終完全親会社等の株主の権利の行使に関し、財産上の利益の供与をしてはならない。 2 項 株式会社が特定の株主に無償で財産上の利益供与をしたときは、当該株式会社は、株主の権利の行使に関し、財産上の利益の供与をしたものと推定する。特定の株主に対して、有償で財産上の利益供与をした場合も、受けた利益（反対給付）が財産上の利益に比べて著しく少ないときも同様とする。 4 項 株式会社が 1 項の規定に違反して財産上の利益を供与したときは、当該利益の供与をすることに関与した取締役として法務省令で定める者は、連帯して供与した利益の価額相当額の支払義務を負う。	○会社法 120 条 [株主等の権利の行使に関する利益の供与] 1 項 株主等の権利の行使に関する財産上の利益の供与を禁止、2 項 特定株主に対して無償又は著しい少額の有償で財産上の利益の供与をしたときは、1 項に違反していると推定、4 項 1 項に違反した際は当該利益の供与に関与した取締役は連帯して利益相当額を支払う。	説明②に同条文内容を追加したため法令内容は概要のみ記載。

7. 不適正な会計処理(粉飾決算)・計算書類等の虚偽記載についての確認

p. 8~9

	2022 年版	2024 年版	理由・根拠
説明	④会計監査人設置会社又は公開会社では、親・子会社間の取引などの関連当事者との取引のうち重要なものは、親・子会社とも「関連当事者との取引に関する注記」等に記載しなければならない（ただし、一般競争入札のほか一般の取引条件と同様なものを決定していることが明白な取引を除く）。その場合、子会社は、親会社等との取引について、自社の利益を害さないように留意した事項などを、事業報告に記載しなければならない。	④会計監査人設置会社又は公開会社では、親・子会社間の取引などの関連当事者との取引のうち重要なものは、親・子会社とも 計算書類の個別注記表の中で 「関連当事者との取引に関する注記」に記載しなければならない（ただし、一般競争入札のほか一般の取引条件と同様なものを決定していることが明白な取引を除く）。その場合、子会社は、親会社等との取引について、自社の利益を害さないように留意した事項などを、事業報告に記載しなければならない。	計算書類の個別注記表記載事項として明記する。

<p>関連法令等</p>	<p>○東京証券取引所の有価証券上場規程 601 条[上場内国会社の上場廃止基準]1 項 11 号「501 条 1 項 2 号（上場会社が有価証券報告書に虚偽記載を行った場合等）に該当する場合であって、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当取引所が認めるとき」</p> <p>○財務諸表等の監査証明に関する内閣府令及び企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（2021 年 6 月 25 日）</p>	<p>○東京証券取引所の有価証券上場規程 601 条[上場内国会社の上場廃止基準]1 項 8 号「503 条 1 項 2 号（上場会社が有価証券報告書に虚偽記載を行った場合等）に該当する場合であって、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当取引所が認めるとき」</p> <p>○財務諸表等の監査証明に関する内閣府令及び企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令</p>	<p>最新の条文番号にアップデート。</p> <p>内閣府令は毎年改定されるので日付を削除</p>
--------------	---	---	---

8. **インサイダー取引・適時開示についての確認** p. 9~10

	2022 年版	2024 年版	理由・根拠
<p>説明</p>	<p>③また、売買の当事者でなくても、他人に利益を得させ又は損失を回避させる目的で、重要事実公表前に情報を伝達したり、取引を推奨した会社関係者等も対象となっているので注意が必要である。</p> <p>④会社の重要情報の適時・適切な開示が不可欠であり、開示手続き・方法の整備や「内部者取引管理規程」を設け、役職員の有価証券取引ルールを定めることが重要である。</p>	<p>③また、売買の当事者でなくても、他人に利益を得させ又は損失を回避させる目的で、重要事実公表前に情報を伝達したり、情報を伝えずに取引を推奨した会社関係者等も対象となっているので注意が必要である。</p> <p>④会社の重要情報の適時・適切な開示が不可欠であり、開示手続き・方法の整備や「内部者取引管理規程」等の社内規則を設け、役職員の有価証券取引ルールを定めることが重要である。</p>	<p>単に取引推奨をしただけでも罪になることを明確にした。</p> <p>社内規程名称は会社毎に異なるので、例示記載とする。</p>
<p>確認事項</p>	<p><input type="checkbox"/> 私は、重要情報の適時開示手続きや役職員の有価証券取引ルールを定めた「内部者取引管理規程」を整備し、遵守している</p>	<p><input type="checkbox"/> 私は、重要情報の適時開示手続きや役職員の有価証券取引ルールを定めた社内規則を整備し、遵守している</p>	<p>上記④と同様。</p>

9. 自己株式及び配当等についての確認 p. 11

	2022年版	2024年版	理由・根拠
説明	<p>①会社は一定の場合において、自己株式を取得し、保有しておくことができる。 但し、自己株式を意図的な相場操縦の手段として使用することを禁じている。その取得には株主総会決議、取締役会決議などの手続きが定められており、さらに買付決議の開示（自己株券買付状況報告書）、有価証券報告書・決算書類等による開示が義務付けられている。又、保有している自己株式の消却ないし処分についての定めがある。</p>	<p>①会社は一定の場合において、自己株式を取得し、保有しておくことができる。 但し、自己株式を意図的な相場操縦の手段として使用することは禁じられている。その取得には株主総会決議、取締役会決議などの手続きが定められており、さらに買付決議の開示（自己株券買付状況報告書）、有価証券報告書・決算書類等による開示が義務付けられている。又、保有している自己株式の消却ないし処分についての定めがある。</p>	表現の調整。
	<p>②分配可能額を超えて配当又は自己株式の有償取得などを行ってはいけない。</p>	<p>②分配可能額を超えた配当又は自己株式の有償取得などを行ってはいけない。</p>	表現の調整。

1 0. 会社の支配に関する基本方針等及び第三者割当による増資の適正性についての確認 p. 11~12

	2022 年版	2024 年版	理由・根拠
表題	1 0. 会社の支配に関する基本方針等及び第三者割当増資の適正性についての確認	1 0. 会社の支配に関する基本方針等及び第三者割当による増資の適正性についての確認	正確な表記に変更。
説明	<p>①会社の支配に関する基本方針を定めている場合の対応について 買収防衛策は企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることに資するものでなければならないとして会社法施行規則等でその定めがある。また、経済産業省の指針等を参考に、公正な判断をすることが求められている。</p> <p>②第三者割当増資について 資金調達や買収防衛策の為に第三者割当増資（縁故募集）を行う場合、公開会社では発行可能株式総数の範囲内で行う募集株式の発行等については取締役会の決議により可能とされているが、引受人に特に有利な価格で発行されたり、既存株主にとって、議決権比率が低下（希釈化）するなどの問題が発生するおそれがある。会社法等は、既存株主が過度に不利にならないように第三者増資を行う場合の諸手続きを定めているので、経営者には慎重な判断と手続きの遵守が求められる。 さらに、会社法改正で、公開会社が支配株主の異動を伴う株式発行を行う場合、議決権の 10%以上の株主からの反対があったときには株主総会の普通決議による承認が必要となったことに留意する必要がある。</p>	<p>①会社の支配に関する基本方針等を定めている場合の対応について 買収防衛策は企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることに資するものでなければならないとして会社法施行規則等でその定めがある。また、経済産業省の指針等を参考に、買収における株主意思の尊重、透明性の確保等が求められている。</p> <p>②第三者割当による増資について 買収防衛策の為に第三者割当による増資を行う場合、公開会社では発行可能株式総数の範囲内で行う募集株式の発行等については取締役会の決議により可能とされているが、引受人に特に有利な価格で発行されたり、既存株主にとって、議決権比率が低下（希釈化）するなどの問題が発生するおそれがある。会社法等は、既存株主が過度に不利にならないように第三者割当による増資を行う場合の諸手続きを定めているので、経営者には慎重な判断と手続きの遵守が求められる。 さらに、公開会社が支配株主の異動を伴う募集株式・募集新株予約権の発行を行う場合、議決権の 10%以上の株主からの反対があったときには株主総会の普通決議による承認が必要であることに留意する必要がある。</p>	<p>タイトルに合わせた。 経産省の方針の具体的内容を記載。 本項は買収防衛策についての確認なので、第三者割当による増資の目的も絞り込んだ表記とする（資金調達を削除）。 平成 26 年の会社法改正から一定期間経過しているため表現を変更。また、新株予約権発行時にも同様の手続きが必要であるので追記。</p>
関連法令等	<p>○会社法 199 条 [募集事項の決定]及び会社法 201 条 [公開会社における募集事項の決定の特則] 有利発行規制の定め。</p> <p>○会社法 206 条の 2 [公開会社における募集株式の割当て等の特則]</p> <p><新設></p>	<p>○会社法 199 条 [募集事項の決定]及び会社法 201 条 [公開会社における募集事項の決定の特則] 募集株式の発行等に関する有利発行規制の定め。</p> <p>○会社法 206 条の 2 [公開会社における募集株式の割当て等の特則] 支配株主の異動を伴う場合の定め。</p> <p>○会社法 238 条 [募集事項の決定]及び会社法 240 条 [公開会社における募集事項の決定の特則] 募集新株予約権の発行に関する有利発行規制の定め。</p>	<p>同じ表題の会社法 238 条、240 条を追加したことで、内容を区別するための追記。 法令内容の説明追記。 新株予約権の募集に関する条文が記載されていなかったため追加。</p>

	<p>○会社法 244 条の 2 [公開会社における募集新株予約権の割当て等の特則]</p> <p>○経済産業省・法務省 [企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための買収防衛に関する指針] (平成 17 年 5 月公表)</p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p>○東京証券取引所の有価証券上場規程 432 条[第三者割当に係る遵守事項] 第三者割当による議決権の希釈化率が 25%以上になるとき、又は支配株主が異動する場合は原則として、経営陣から独立した者による第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手するか又は株主総会の決議を要する。</p> <p>○同規程施行規則 402 条の 2 [第三者割当に関する事項の開示の取扱い] 上場会社が第三者割当増資を行う場合は、割当先の払込みに要する財産の確認並びに払込金額の算定根拠及び (取引所が必要と認めた場合は) 払込金額が割当先に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役の意見等の適時開示を行う。</p>	<p>○会社法 244 条の 2 [公開会社における募集新株予約権の割当て等の特則] 支配株主の異動を伴う場合の定め。</p> <p>○経済産業省・法務省 [企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針] (平成 17 年 5 月公表)</p> <p>○経済産業省 [企業買収における行動指針] (令和 5 年 8 月公表) 上場会社の経営支配権を取得する買収一般において尊重されるべき原則 第 1 原則：企業価値・株主共同の利益の原則、第 2 原則：株主意思の原則、第 3 原則：透明性の原則</p> <p>○東京証券取引所・有価証券上場規程 402 条 1 号 a [会社情報の開示] 及び同規程施行規則 402 条の 2 [会社情報の開示の取扱い] 2 項 1 号・2 号 上場会社が第三者割当による募集株式等の割当を機関決定した際の適時開示及びその内容の定め。</p> <p>○東京証券取引所・有価証券上場規程 432 条[第三者割当に係る遵守事項]及び同規程施行規則 402 条の 2[会社情報開示の取扱い]2 項 3 号 第三者割当による議決権の希釈化率が 25%以上になるとき、又は支配株主が異動する場合の取扱い。</p>	<p>法令内容の説明追記。</p> <p>正確な表記に変更。</p> <p>新たな指針が公表されたため追記。</p> <p>東京証券取引所の有価証券上場規程及び同規程施行規則に関する記述を整理。</p>
<p>確認事項</p>	<p><input type="checkbox"/> 私は、当社の買収防衛策が法令に定められた条件を満たしていることを確認している</p>	<p><input type="checkbox"/> 私は、当社の買収防衛策が法令等に定められた条件を満たしていることを確認している</p>	<p>法令だけでなく指針もあるので「等」を追加。</p>

1 1. 反社会的勢力との関係についての確認 p. 12～13

	2022 年版	2024 年版	理由・根拠
説明及び関連法令	<新設>	○都道府県が定める暴力団排除条例（以下は東京都条例）	東京都以外の条例もあることから追記。

1 2. 企業不祥事発生時の対応についての確認 p. 13～14

	2022 年版	2024 年版	理由・根拠
説明	<p>①取締役（会）は不祥事が発生した場合及び発生が疑われる場合、直ちに当該役職員等から報告を求め、必要に応じて社内調査委員会を設置し、事実関係の把握に努めるとともに、原因究明、損害の拡大防止、早期収束、再発防止、対外的開示に努めなければならない。</p> <p>③第三者委員会とは、企業等（企業や組織）において、不祥事（犯罪行為、法令違反、社会的非難を招くような不正・不適切な行為等）が発生した場合及び発生が疑われる場合において、企業等から独立した委員のみをもって構成され、徹底した調査を実施した上で、専門家としての知見と経験に基づいて原因を分析し、必要に応じて具体的な再発防止策等を提言するタイプの委員会である。又、第三者委員会という形式をもって、安易で不十分な調査に、客観性・中立性の装いをしたるような事態を招かないように留意する必要がある。</p>	<p>①取締役（会）は企業不祥事（法令又は定款に違反する行為その他社会的非難を招く不正又は不適切な行為）が発生した場合及び発生が疑われる場合、直ちに当該役職員等から報告を求め、必要に応じて社内調査委員会を設置し、事実関係の把握に努めるとともに、原因究明、損害の拡大防止、早期収束、再発防止、対外的開示に努めなければならない。</p> <p>③第三者委員会とは、企業不祥事が発生した場合及び発生が疑われる場合において、企業等から独立した委員のみをもって構成され、徹底した調査を実施した上で、専門家としての知見と経験に基づいて原因を分析し、必要に応じて具体的な再発防止策等を提言するタイプの委員会である。又、第三者委員会という形式をもって、安易で不十分な調査に、客観性・中立性の装いをしたるような事態を招かないように留意する必要がある。</p>	<p>企業不祥事の定義を監査役監査基準に合わせた。</p> <p>企業不祥事の定義を①で説明したため削除。</p>

<p>関連法令等</p>	<p>○日本弁護士連合会 企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン 第1部基本原則[第三者委員会の活動、第三者委員会の独立性・中立性、企業等の協力]</p> <p>○上場会社における不祥事対応のプリンシプルの策定について「日本取引所自主規制法人」(2016年2月24日)</p> <p>○上場会社における不祥事予防のプリンシプルの策定について「日本取引所自主規制法人」(2018年3月30日)</p>	<p>○日本弁護士連合会 「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」 第1部基本原則 [第三者委員会の活動、第三者委員会の独立性・中立性、企業等の協力]</p> <p>○日本取引所自主規制法人「上場会社における不祥事対応のプリンシプルの策定について」(2016年2月24日)</p> <p>○日本取引所自主規制法人「上場会社における不祥事予防のプリンシプルの策定について」(2018年3月30日)</p>	<p>表記の統一。</p>
<p>確認事項</p>	<p><input type="checkbox"/> 私は、不祥事の発生及び発生が疑われる事案がなかったことを確認している</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、社内調査委員会の対応が、独立性、中立性又は透明性等の観点から適切でないと思われる場合は、第三者委員会の設置を求めるなど、適切な措置を講じている。</p>	<p><input type="checkbox"/> 私は、不祥事の発生及び発生が疑われる事案の有無を確認している</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、不祥事の発生及び発生が疑われる場合の社内調査委員会の対応が、独立性、中立性又は透明性等の観点から適切でないと思われる場合は、第三者委員会の設置を求めるなど、適切な措置を講じている。</p>	<p>不祥事があった場合でもチェックできるようにした。</p> <p>不祥事がなく社内調査委員会の対応実績がない場合でもチェックできるようにした。</p>

13. その他の不正取引についての確認 p. 14~15

	2022年版	2024年版	理由・根拠
<p>説明及び関連法令</p>	<p>②株主総会若しくは種類株主総会、社債権者集会又は債権者集会における発言又は議決権の行使に関し、取締役が不正の請託を行い、財産上の利益を供与し、又はその申し込み若しくは約束をしたとき。</p> <p>⑤出資の履行を仮装した募集株式の引受人の責任、関与した取締役の責任 引受人は払込期日の経過後も払込義務を負い、仮装払込みに関与した取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役を含む）は、会社に対して払込み相当額を連帯して支払う義務を負う。 ○会社法213条の3</p>	<p>②株主総会若しくは種類株主総会、社債権者集会又は債権者集会における発言又は議決権の行使等に関し、取締役が不正の請託を行い、財産上の利益を供与し、又はその申し込み若しくは約束をしたとき。</p> <p>⑤募集株式の引受人が出資の履行を仮装することに関与した取締役の責任 仮装払込みに関与した取締役は、会社に対して払込みを仮装した払込金額の全額を連帯して支払う義務を負う。 ○会社法213条の3[出資の履行を仮装した場合の取締役等の責任]</p>	<p>発言又は議決権の行使が例示であることを明確化。</p> <p>会社法の条文表記に合わせた表現に改訂。また、確認書全体として指名委員会等設置会社は対象としていないので削除。 法令の条文見出し追記。</p>

<p>⑥その他過料（100万円以下）に処せられる主な行為 登記・公告・通知・開示等に関する義務違反 ○会社法 976 条 [過料に処すべき行為]</p>	<p>⑥その他過料（100万円以下）に処せられる主な行為 ○会社法 976 条 登記・公告・通知・開示に関する義務違反及び会計帳簿・電磁的記録等に関する虚偽記載等 ○会社法 977 条 財務諸表等に関する虚偽記載等</p>	<p>会計帳簿・電磁的記録・財務諸表等に係る虚偽記載等を過料対象行為として追記。関連法令として会社法 977 条を追記。</p>
--	---	--

1 4. 定款・社内規則及び法令についての確認 p. 15

	2022 年版	2024 年版	理由・根拠
表題	1 4. 定款・社内規則及び法令についての確認	1 4. 定款・社内規則及び法令等についての確認	法令以外のガイドライン等も含まれている。
説明	<p>○重要な法令</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正競争防止法（営業秘密の保護、模倣した商品の譲渡等の防止、外国公務員等に対する贈賄行為の禁止等） 個人情報保護法 消費者保護関連法令（消費者基本法、消費者安全法、消費生活用製品安全法、消費者契約法、製造物責任(PL)法、不当景品類及び不当表示防止法等） 環境保全関連法令（環境基本法、大気・水質・騒音・地下水・土壌等の各法令、廃棄物処理・リサイクル等の各法令等） 	<p>○重要な法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正競争防止法（外国公務員等に対する贈賄行為の禁止、周知な商品等表示の混同惹起、著名な商品等表示の冒用、他人の商品形態を模倣した商品の提供、営業秘密の侵害、技術的制限手段の効果を妨げる装置等の提供、商品・サービスの原産地、品質等の誤認惹起表示等） 個人情報保護法及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（個人情報保護委員会） 消費者保護関連法令等（消費者基本法、消費者安全法、消費生活用製品安全法、消費者契約法、製造物責任(PL)法、不当景品類及び不当表示防止法等） 環境保全関連法令等（環境基本法、大気・水質・騒音・地下水・土壌等の各法令等、廃棄物処理・リサイクル等の各法令等） 	<p>法令以外のガイドライン等も含まれている。</p> <p>経産省の不正競争防止法が規制する具体的行為の体系表記のうち、刑事罰が付された主要な行為類型を抜粋して記載。</p> <p>個人情報保護法に係る会社の遵守事項等が具体的に記載されているガイドラインを追記。</p> <p>遵守事項の定めは法令に限らないため。</p> <p>遵守事項の定めは法令に限らないため。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 労働関連法令（労働基準法、労働安全衛生法、労働者派遣法、パートタイム・有期雇用労働法、労働契約法、労働施策総合推進法(パワハラ防止法を含む)、男女雇用機会均等法、障害者雇用促進法、高齢者雇用安定法等) テレワークにおける適切な労働時間管理のためのガイドライン(厚生労働省) 情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン(厚生労働省) テレワークセキュリティガイドライン(第4版)(総務省) 輸出関連法令（外国為替及び外国貿易法による安全保障上の輸出規制等) その他当社事業に関連する法令 	<ul style="list-style-type: none"> 労働関連法令等（労働基準法、労働安全衛生法（厚生労働省・テレワークガイドラインを含む）、労働者派遣法、パートタイム・有期雇用労働法、労働契約法、労働施策総合推進法(パワハラ防止法を含む)、男女雇用機会均等法（セクハラ・マタハラ防止法を含む）、障害者雇用促進法、高齢者雇用安定法等) <削除> <削除> テレワークセキュリティガイドライン(第5版)(総務省) 輸出関連法令（外国為替及び外国貿易法、同法に係る外国為替令・輸出貿易管理令、関連通達等（経産省）) その他当社事業に関連する法令等 	<p>労働安全衛生法に係るガイドラインとして追記。</p> <p>男女雇用機会均等法の中にハラスメント規制が含まれることから、原文の労働施策総合推進法に関する表記に合わせた。</p> <p>労働安全衛生法に係るテレワークガイドラインとして同法の記載箇所に統合。</p> <p>アップデート。</p> <p>外為法の法体系に適合した表記に修正。</p> <p>遵守事項の定めは法令に限らないため。</p>
<p>確認事項</p>	<p><input type="checkbox"/> 私は、定款・社内規則及び関係法令については理解し、違反する行為をしていない</p>	<p><input type="checkbox"/> 私は、定款・社内規則及び関係法令等について理解し、違反する行為をしていない</p>	<p>誤記の修正。</p>

1 5. **取締役欠格事由についての確認** p. 16

	2022 年版	2024 年版	理由・根拠
説明 及び 関連 法令	○会社法 331 条 [取締役の資格等] 次に掲げる者は、取締役となることができない。 1. 法人 2. 削除 3. 会社法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法の規定違反、又は金融商品取引法、民事再生法、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律、会社更生法、破産法の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者	○会社法 331 条 [取締役の資格等] 1 項 次に掲げる者は、取締役となることができない。 1. 法人 <削除> 3. 会社法、一般社団法人及び一般財団法人に関する 法律 の規定違反、又は金融商品取引法、民事再生法、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律、会社更生法、破産法の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	正しい表記に修正。 削除の記載は不要と判断。 会社法の表記に合わせた。
確認 事項	<input type="checkbox"/> 私は、会社法 331 条に定める取締役欠格事由に該当しない	<input type="checkbox"/> 私は、会社法 331 条 1 項 に定める取締役欠格事由に該当しない	正しい表記に修正。

1 6. **社外取締役への追加確認事項** p. 16~18

	2022 年版	2024 年版	理由・根拠
説明	②①に加えて、社外取締役には、多様な経歴や専門性を持ち客観的独立性のある者として、経営全般を監督し、株主全般の期待に応えるべく企業の持続的成長を促し企業価値を高めることが期待されている。すなわち、非業務執行役員として主に取締役会の場を通じて、経営効率向上のための助言、経営者の評価及び会社と経営者との間の利益相反の監督などの役割を担うものである。	②①に加えて、社外取締役には、多様な経歴や専門性を持ち客観的独立性のある者として、経営全般を監督し、株主全般の期待に応えるべく企業の持続的成長を促し企業価値を高めることが期待されている。すなわち、非業務執行 取締役 として主に取締役会の場を通じて、経営効率向上のための助言、経営者の評価及び会社と経営者との間の利益相反の監督などの役割を担うものである。	正しい表記に修正。
関連 法令 等	○公開会社における事業報告の内容—会社法施行規則 124 条（社外役員を設けた株式会社の特則） 社外役員の兼務先と当該会社との関係や報酬のほか、次の事項を記載	○公開会社における事業報告の内容—会社法施行規則 124 条（社外役員を設けた株式会社の特則） 社外役員の 重要な 兼務先と当該会社との関係や報酬 等 のほか、次の事項を記載	正しい表記に修正。